

滋賀県下水道審議会 第2回経営部会 議事概要

1 日時：平成28年(2016年)2月8日(月) 9:30~11:45

2 場所：滋賀県庁本館4-A会議室

3 出席委員等：(五十音順、敬称略)

片山聡委員、清水芳久委員(部会長)、只友景士委員、山元直貴委員
(事務局：川嶋技監、下水道課長、下水道課関係職員)

【全5委員、出席4委員】

4 議事内容

(1) 地方公営企業法の適用と組織体制について

①第1回経営部会での論点整理とその対応

事務局から資料1の1ページと資料3に基づき説明。

〈委員〉資料1の組織等の検討のところの下から3行目のところに“多様な選択肢がある中、間違いのない選択をする必要がある”という表現になっているが、“間違いのない”という言い方より“最善と考えられる”としてはどうか。

(1) 地方公営企業法の適用と組織体制について

②法適用範囲・組織等検討

事務局から資料1と資料2に基づき説明。

〈委員〉一部適用の場合の獲得目標【運営】の部分、これだけが三角になっているが、技術というのは具体的にどのようなものを示すのか。また、技術の教育や承継に関して現状はどうなっているのか教えていただきたい。

〈事務局〉技術とは下水道施設の運営に必要な、ありとあらゆる技術のことである。県には土木職、化学職、機械職、電気職の技術者がいる。土木職であれば道路や河川のインフラ整備、化学職であれば水質分析や環境管理などの仕事をするのが一般的だが、下水道では、施設の建設だけでなく、日々の運転監視や水質管理、維持管理なども主たる仕事であり、流入水量や流入水質によって薬品の量を変えるなどのノウハウも必要である。機械職、

電気職の技術者はそもそも少なく、上水道施設や下水道施設以外にはほとんどいない職種である。

このように下水道はかなり特殊な技術が要請される職場で、各種研修もやっているが現場に即した技術というものが多いため、大半はOJTという形で現場で習いながら慣れている状況となっている。

〈事務局〉下水道の技術は処理場ごとの特性もあるので、単に機械に習熟するとかではなく、人に属するような技術をどう継承していくかが課題である。以前はそれなりの人がいて業務を通じて学習できたが、プロパー職員もいなくなり、3年から4年の周期で異動するので、技術の継承ができにくくなっている。

〈委員〉プロパー職員というのは、一つの部署にずっといるという理解でいいか。

〈事務局〉その通り。プロパー職員というのは昔で言えば下水道公社のような別の組織の中での雇用であり、我々一般の県職員とは雇用の形態が違うので、その組織でずっと仕事をされるといった形になる。

〈委員〉資料6 ページ目の(1)滋賀県の特徴と事業の基本的な目標の下から3行目のところの“費用負担を最小にすることも重要である”というところであるが、地方財政法の中の表現を使って“費用負担を最小にするとともに最大の効果を得る”などといった方がいいのではないか。

また、技術について、水環境保全全体の中で下水道事業を遂行するにはどんな技術が必要なのかと考えると、勘や経験がものをいう部分もあるとのことだが、一部適用に三角がついていると一部適用は良くないと見られてしまうのではないか。

〈事務局〉技術には、施設を建設・管理していくほかに、環境行政の中の総合性をどう担保していくかというものがある。単に下水道のことだけ知っていればいいということではなく、他の環境政策や滋賀県全体がどういう基本方針をもって進んでいるのかということも踏まえる必要がある。総合的専門性というものが必要になるが、これは組織の中で情報共有できないと担保することはできない。

〈委員〉総合的専門性という観点から言えば、環境政策や総合政策は重要なポイントである。技術の継承で言えば、一部適用は全部適用に比べて劣るところはあるが、総合的専門性という意味では、一部適用の方が勝っていると思うので、このことを表現した文章があってもいいのではないか。

〈事務局〉うまく人事異動をすれば一定の不整合や非効率の恐れを回避できるのではないかとはいえるが、一方でそれだけでは不十分ではないかとも思っている。

〈委員〉大学の研究室もそうだが、役所の縦割りの解消や組織の融合は難しい。それは学生にも言えることだが、各学生は別々の研究をしている中、お茶部屋というものを作っており、そこで雑談をしているがそれが大事なことではないか。99%雑談をしているが、それがないと1%が出てこない。

滋賀県には琵琶湖環境部という組織があるおかげで、琵琶湖のあるいは琵琶湖流域の環境保全が良い方向に来ているのではないか。全部適用になり外に出ていくことでこれが崩れるとしんどいのではないか。片方では技術の継承は必要だが、同じ空間の中でコミュニケーションをするという場がなくなると、非常に大きな問題ではないかと思う。

〈事務局〉一部適用が丸、全部適用が三角というのは、御指摘のとおりで、我々も直感的に琵琶湖の環境保全の総合性は担保されなくなるという思いを持っている。

〈委員〉一部適用の記載欄に、“コミュニケーション”のような単語が入れば、よりわかりやすくなるのではないか。分かりやすい表現を検討してはどうか。

〈委員〉現場の技術の継承ということに関して、現在の人事異動の現状はどうか。

〈事務局〉以前は下水道関係だけで100人以上の人員がいる時代があり、長年下水道を経験している職員が数多くいたが、今は60人ぐらいに減り、下水道の中だけで異動している人はいなくなってきた。そこで、一人ひとりのパフォーマンスを上げて、何でもできる職員を育てようとしているが、ある程度下水道の色がついた職員は必要だと人事当局には話している。

〈委員〉一部適用のままでも庁内でのしっかりとした合意の中での人事管理で対応できるのであれば、11ページの獲得目標3【運営】における評価は、三角ではなく丸になるはずではないか。

〈事務局〉その通りだが、もともと電気系や機械系職員は非常に少なく、長く経験された職員が辞めた部分を新しい職員で補うことになり、技術の継承に苦労している。県全体の専門職員の枠を増やしてもらえると良いが、人員や財源を縮小していく流れの中では非常に難しい面もある。

〈委員〉地球温暖化という面から、下水処理場で使用している多量のエネルギーを減らすため、何か改善しようとしても、下水道に関する技術を持ち、下水道の流れを知っている

人がいないと、そのような発想が出てこない。また、文面に書いていないような、これはこうして決めたということ“オーラルヒストリー”として残しておく、後の世代の技術者は非常に参考になる。

部会としては、一部適用であっても技術者を育てる方向に行く方がいいと提案してはどうか。

〈委員〉一部適用でも公益財団をつくるという方法もあるのではないか。

〈事務局〉以前下水道公社という公益財団があり、プロパー職員も抱えていたが、行政改革の中で解散した背景があり、新たにつくるのは難しい。

〈委員〉8ページの政策面で全部適用は三角となっているが、公営企業の法律と水環境の規制の法律が、全然別の法律になっているからだと思う。全部適用になると規制権限が別組織になるところを、規制権限も一緒に持っていければ総合性が出来るかもしれないが、これには法律改正が必要なので現時点では出来ない。

〈事務局〉全部適用の場合は、下水道の企業体が持つべき規制と知事部局に残る規制とがあり、運営している側と規制する側が別々になるという問題が出てくるが、一部適用の場合は、一つのところでコミュニケーションも図れ、規制による対応もやりやすいと思う。

〈委員〉資料2の獲得目標【運営】のところで、一部適用は三角になっているのが、“専門性の確保を考慮した現行体制の運用ができれば”を広くとって、これを丸にしてはどうか。

〈委員〉“現行体制の運用ができれば”を“現行体制の運用により”として、これを条件に丸にしてもいいのではないか。

〈委員〉資料1と資料2について、ご指摘いただいたところを修正するというので、これを3月の下水道審議会に部会の案として出すということでよいか。

〈他の委員〉(うなずく。)

〈委員〉それでは資料1と資料2を修正した後で部会の案として審議会に出すことにする。

(2) 地方公営企業法の適用と組織体制に関する答申案について

事務局より資料4に基づき説明。

〈委員〉裏面の二つ目の段落の“全部適用による効果は極めて小さい”というところの“極めて”というのはいろのか。小さいくらいでいいのではないか。

〈事務局〉“極めて”を削除する。

〈委員〉裏面の第三段落目の“一般には”を取り除いて“現状の体制では”としてはどうか。

〈委員〉その後ろの“例えば、職種構成の類似した上下水道部門の行った場合・・・その効果は限定的なものと考えられた”というところは必要ないのではないか。一部適用でもいけるというような別の文章を入れてはどうか。

〈委員〉裏面の下から二段落目の“以上のような検討を踏まえ”というところで、当面は一部適用にして全部適用は段階的に考えましようとなっているが、それには「現行の運用体制ができれば」というのがただ唯一の条件であり、それが守れなかった時には段階的に移行していくという表現があった方がいいのではないかと思う。

〈事務局〉“一般には”のところについて、一般論として話した上で我々の体制の中ではどれだけメリットがあるのか、一部適用でもさほど変わらないのかという記載の方がいいと考えさせていただいた。

また、全体の構成について、各項目のところでは優位性を判断している。

〈委員〉“一般には”は残すとして、次の行の“例えば”の前に少し文章が入ってくることになるか。

〈事務局〉“例えば”の“の前に入るか後ろに入れるか、趣旨としては一部適用だとしても人事の運用ができればほぼ同等と考えられるという、丸にしたところの趣旨がここに入るように全体の文章の流れを見させていただいた上で、修正をさせていただく。

〈委員〉最終判断は知事がされるということなので、答申としてはこのような形でいかせていただいてもよろしいか。また、裏面の修正部分は事務局と部会長に任せていただき、事前に修正案を送り見ていただく形でよろしいか。

〈他の委員〉はい。

〈委員〉3月に開かれる審議会に部会としての答申案として出させていただき、資料1、資料2を含めて議論していただいた上で、下水道審議会からの答申という形にさせていただく。